

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-飲食料品製造業分野の基準について-

平成 31 年 3 月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、飲食料品製造業分野についても「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、飲食料品製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「告示」という。）において、飲食料品製造業固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、飲

食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工，安全衛生）

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工，安全衛生）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ，製品の納品，清掃，事業所の管理の作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

- 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
 - 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工，安全衛生）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があります。
 - 分野別運用要領第3の1に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理，加熱，殺菌，成形，乾燥等の一連の生産行為等をいいます。また、「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全確認，作業者の衛生管理等，業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。
 - また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
 - なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されません（注）。
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。
- （1）原料の調達・受入れ
 - （2）製品の納品
 - （3）清掃
 - （4）事業所の管理の作業
- 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

農林水産省食料産業局食品製造課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(6744)2397

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

(2) 日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習

2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- なお、飲食料品製造業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

<試験合格者の場合>

- 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合格証明書の写し
- 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
 ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>

- 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか
 - ・ 缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

- ・ 水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
- ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）
 - *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。
- 【留意事項】**
- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類09—食料品製造業
- 二 小分類101—清涼飲料製造業
- 三 小分類103—茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 四 小分類104—製氷業
- 五 細分類586—菓子小売業（製造小売）
- 六 細分類5863—パン小売業（製造小売）
- 七 細分類5897—豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

第3条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食物品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員とな

ること。

- 二 協議会が行う調査，情報の共有その他の活動に対し，必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査，指導その他の活動に対し，必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては，前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において，第1号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と，「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を，委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として，飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人を雇用できる事業所は，主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 中分類09－食料品製造業
 - ② 小分類101－清涼飲料製造業
 - ③ 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
 - ④ 小分類104－製氷業
 - ⑤ 細分類5861－菓子小売業（製造小売）
 - ⑥ 細分類5863－パン小売業（製造小売）
 - ⑦ 細分類5897－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

なお，飲食料品製造業分野には，酒類製造業，塩製造業，医薬品製造業，香料製造業，飲食料品卸売業，飲食料品小売業（上記の⑤，⑥及び⑦を除く）は含まれません。
- 事業所の定義は，総務省告示第405号（以下「日本標準産業分類」という。）の3の（2）に従い，①経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること，②経済活動が人及び設備を有して，継続的に行われていることをいいます。②の場合にあっては，一構内における経済活動が，単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし，一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とします。

なお，一区画であるかどうかは明らかでない場合は，売上台帳，賃金台帳

等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とします。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。

- 事業所の産業分類については、日本標準産業分類の3の(6)に従い決定します。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定しますが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定します。この場合の主要な経済活動とは、生産される製品の直近の売上高によって決定し、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定します。

ただし、賃加工と自社品製造を行う場合など、売上高だけで判断することが適当ではないと考えられる場合においては、売上高を代理する指標として、生産される製品の産出額、販売額又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとします。

- 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。

他方で、小売業を営む事業所（例：スーパーマーケット）が、事業所内の一区画（例：スーパーマーケットのバックヤードなど）で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。

- 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が不可分一体の事業形態であることから、飲食料品を製造・加工する製造小売の事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。

また、飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者及び外食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品の製造・加工の業務を営む場合には、製造・加工する製品の売上が当該事業所の売上の過半を占める場合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製造業分野の対象とします。

- 製造請負の場合も、主として上記日本標準産業分類のいずれかに掲げるものを行っている事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。

ただし、製造・加工の付随業務（例：箱詰めや荷役業務など）のみを行っている場合や人材派遣の場合は対象外です。

- 特定技能所属機関が、協議会に加入する際に、協議会が求める場合には、

分野別運用要領第3の3(3)に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類(例えば, 登記事項証明書, 定款の写し, 決算書類等の売上高が確認できる書類, 保健所長の営業許可の写し等)を協議会に提出しなければなりません。

- 特定技能所属機関が, 初めて飲食料品製造業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には, 当該特定技能外国人の入国後4か月以内に, 協議会に加入し, 加入後は農林水産省及び協議会に対し, 必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には, 特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- また, 協議会に対し, 必要な協力を行わない場合には, 基準に適合しないことから, 特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には, 当該登録支援機関は, 協議会に加入し, 加入後は農林水産省及び協議会に対し, 必要な協力を行うものでなければなりません。
- 問合せ先は次のとおりです。

特に, 協議会において, 飲食料品製造業分野の対象でないと判断された場合には, 許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまいますので, 飲食料品製造業分野に該当することに疑義がある場合は, 特定技能所属機関となる前(特定技能外国人を雇用する前)にあらかじめ問い合わせ願います。

農林水産省食料産業局食品製造課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(6744)2397

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13-1号)(特定技能所属機関)
- 協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)
- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13-2号)(登録支援機関)
- 協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)

【留意事項】

- 特定技能所属機関が, 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には, 地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に, 当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。

- 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
- 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
- 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第1号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様となっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 13-1 号）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工, 安全衛生)	飲食料品製造業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	缶詰巻締	缶詰巻締	
			食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
			加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
				加熱乾製品製造	
				調味加工品製造	
			非加熱性水産加工 食品製造業	くん製品製造	
				塩蔵品製造	
				乾製品製造	
			水産練り製品製造	発酵食品製造	
			牛豚食肉処理加工業	かまぼこ製品製造	
			ハム・ソーセージ・ベーコン製造	牛豚部分肉製造	
			ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
			パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工				
農産物漬物製造業	農産物漬物製造				

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。